

平成28年第5回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成28年5月10日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	5月10日午前10時4分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 山 本 隆 史 2 番 城 内 敏 之</p> <p>3 番 井 戸 太 郎 4 番 森 田 勝</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 山 田 仁 樹</p> <p>9 番 高 幣 幸 生 1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長 中 島 伊 三 郎</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 瓜 生 浩 章</p> <p>理 事 岡 田 守 男</p> <p>理事（政策推進課長） 大 浦 孝 夫</p> <p>理事（総務防災課長） 経 堂 裕 士</p> <p>理事（教育委員会総務課長） 西 本 勉</p> <p>理事（上下水道課長） 島 野 千 洋</p> <p>税 務 課 長 西 脇 洋 貴</p> <p>住 民 生 活 課 長 中 村 九 啓</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長 今 田 良 弘</p> <p>観 光 産 業 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>都 市 建 設 課 長 寺 口 嘉 彦</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 上 田 昌 弘</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 任 竹 村 恵</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>議案第31号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 山 田 仁 樹</p>

平成 28 年 第 5 回 (5 月)
平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 5 月 10 日 (火)
午 前 10 時 開 議

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 31 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について |

平成 2 8 年 第 5 回 (5 月)
平群町議会臨時会追加議事日程

(第 1 号の追加)

追加日程第 1	議長辞職の件
追加日程第 2	議長の選挙
追加日程第 3	副議長辞職の件
追加日程第 4	副議長の選挙
追加日程第 5	特別委員会の委員の辞任許可について
追加日程第 6	特別委員会の委員の選任について

開 会 （午前10時04分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

会議の冒頭でございますが、一言申し上げておきます。

このたびの熊本地震によりまして、多数の犠牲者が出ました。お亡くなりになられた方には慎んで御冥福をお祈り申し上げます。それとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。なお、一日も早い復興・復旧を願っているところでございます。

本日、政策推進課の巳波参事が本臨時会を欠席する旨、町長より報告を受けましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第5回臨時会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。山々の若葉が風にそよぐ季節となり、平群の里の春真っ盛りの季節となってまいりました。本日は、平成28年第5回臨時会の開催をお願いいたしましたところ、公私御多用の中、御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、4月20日の第4回臨時議会から本日までの主な出来事につきまして御報告申し上げます。

4月22日に奈良県消防操法大会出場に伴う結団式が挙行されました。本年8月に開催されます大会には、平群町消防団員が生駒南支部の代表選手として出場いたします。本日より8月の操法大会に向けての訓練が開始され、各選手の皆様におかれましては、猛暑の中ではありますが、しっかり訓練を積み、大会当日にはその成果を遺憾なく発揮していただけるものと祈念申し上げているところでございます。

4月29日に平群町の一大イベントとなりました第7回へぐり時代祭りが開催されました。天候にも恵まれ、来場者も1万5,000人を数えるなど、大盛況であり、平群ゆかりの歴史上人物に扮した参加者の皆さんが登場する時代行列は勇壮で、祭りを大いに盛り上げてくれました。メイン会場であるくまがしステーションにおきましては、高知県須崎市観光協会より、カツオのたたきの販売、そして和歌山県的那智勝浦町職員組合より、特産品の販売とマグロー頭造りによる振る舞いが実施されるなど、着ぐるみ、ゆるキャラも含め、他市町村からの協力・参加もいただきました。今後とも、他の自治体との交流を深

めながら時代祭りを盛り上げてまいりたいと考えております。ボランティアスタッフの方を初め、関係各位の皆様には、この時代祭りの開催に向けまして御尽力を賜りましたことに対しましてお礼を申し上げたいと思います。

本臨時会におきましては、条例改正の案件を1件上程させていただいております。慎重に御審議を賜り、原案どおり可決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより、本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本臨時会の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の報告を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により7番、山口君、8番、山田君を指名いたします。本臨時会会期中、よろしく願いをいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日と決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きますして

日程第3 諸般の報告を行います。

報告を求めます。はい、副町長。

○副町長

それでは、私のほうから２点御報告を申し上げます。

まず１点目でございます。昨日発生いたしました停電等につきまして御報告させていただきます。

昨日、５月９日の午後５時５１分に、奈良県広域消防組合より、橿原地区で災害発生のお目、連絡があり、現地へ職員が出動いたしましたところ、橿原山口神社付近の巨木が根元から倒れ、道路をふさいで通行できない状況となっており、また電線、電話線も遮断され、橿原地区及び椿台地区の一部で停電及び電話が不通となっている状況にありました。その後、関西電力の復旧工事が完了し、午後７時４７分に電気が復旧し、そしてまた電話も復旧いたしております。本日朝から現場の倒木の撤去作業等を行い、早急に道路が通行できるようにしてまいりたいと考えております。

続きまして、２点目でございます。平成２８年度の予備費充用につきまして御報告させていただきます。全体で２件でございます。

まず、平成２８年４月２１日付で、平成２７年度に実施いたしましたプレミアム商品券発行事業の実績に伴う国庫金の精算といたしまして、商工費の商工費、商工業振興費の償還金に５８万７、０００円を充用させていただきました。

続きまして、同じく４月２１日付で、こちらも平成２７年度に実施いたしました地方創生先行型事業の実績に伴う国庫金の精算といたしまして、総務費、総務管理費、企画費の償還金に１３１万７、０００円を充用させていただきました。

以上２件、合計いたしまして１９０万４、０００円を予備費から充用させていただきます。

なお、平成２８年度当初予算額２、２８９万７、０００円に対する執行率は８．３％となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第４ 議案第３１号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第３１号 提案理由説明

○議 長

これより、本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

今回の国保税条例の変更については、3年連続で限度額引き上げ、それから軽減対象者の拡充、どちらかと言うと相反するというふうに思うんですが、そこで二つに分かれてるんで、それぞれ聞きますけれども、限度額のほうについてはですね、来年度からの実施と。ただ、今年度も、昨年6月議会で条例改正あって、ことしの4月分、実際には7月からですけれども、既に昨年度に上がって、今年度実施されるということなので、そのことは去年も聞いてるんで、今回の限度額の引き上げで世帯数がどうなるのかというのと、それからもう一つは、実際、所得金額でいくんですが、限度額になる所得額、これははっきりしますよね。それと同時に、大体目安として、例えば夫婦2人だけの世帯であればですね、収入としては、年収としてはどれぐらいになるのか、その点について。

それともう1点は、この措置で当然、国保税の税収がふえるわけですが、幾らぐらい増加すると見込んでるのか。これは、実績のある、昨年度決算でもいいですし、今年度既に昨年度の加入者の所得が確定してて、それがわかればそっちでもいいですが、どちらか明らかにした上で、その3点についてまずお聞きします。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

ただいまの山口議員の質問でございますが、まず医療分につきまして、52万円から54万円に変更でございます。これにつきましては、58世帯から55世帯に3世帯の減になります。それから、支援金分の2万円の引き上げ、17万円から19万円でございますが、これも7世帯の減、39世帯から32世帯になる予定でございます。これも、27年の7月データを使用しておりますので、あくまでも試算ということで御理解いただきたいと思います。

それと、限度超過所得ですけれども、私が試算しているのは40歳の方で2人世帯で1人が所得がない方ということで積算をさせてもらったんですけれども、29年度、医療分で限度額54万になりますけれども、所得で約755万7,000円、給与収入に直しますと973万円程度やというふうに思います。それから、支援金分ではですね、所得で1,022万3,000円程度、そして収入では1,255万円程度やと試算をしております。

それから、それに伴う限度超過額はですね、183万円ほど影響がございます。これもあくまでも27年7月データの使用でございますので、あくまでも

試算ということで御理解いただきたいと思います。

○議長

山口君。

○7番

限度額がふえることで世帯数は減ると。それだけ収入多い人が、限度額が上がれば当然所得もそれに上がって、その限度額に達する人の所得というのは上がりますから、今、973万円ぐらいの年収ということでしたから、去年聞いたときは940万、それは昨年の段階ですけどもね、それから三十数万ふえてるわけですから、当然それで世帯数が減るんだろうなというふうに思います。

それと、増収額、今183万円の見込み。これ、26年度決算でのベースですね。その確認だけちょっとお願いできますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

これはあくまでも27年7月データを利用させていただいてるんで、確かな数字というふうには出てきておりませんので、あくまでも試算ということで御理解いただきたいと思います。

○議長

山口君。

○7番

そしたら、もう一つのほうの軽減のほうについてもですね、ちょっと、これも昨年も聞いてますが、5割と2割、7割減免についてはこの間、動きなしで所得33万以下ということですから、それは別にしてですね、5割、2割の軽減拡充についてですね、昨年、一昨年が非常に5割軽減については何というんですか、拡充されたというか、一遍に人数がふえるような制度変更があったんですが、今回は金額もそんなに大したことはないんですけども、この拡充による税収への影響額、それから世帯数の変化。税収についてはね、国保会計に直接影響するわけではないですけども、一般会計が4分の1持ち出しということになるんで、その辺もあるんで、その辺の数字はですね、きちっと出していただきたいかなというふうに思いますので、その2点についてはどうでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

これも先ほどと同じように、27年7月データを使用させていただいてるん

ですけれども、5割軽減で約37万3,000円の保険税が減少するであろうと見込んでます。世帯数で329世帯から341世帯に、12世帯の増ということです。それから、2割軽減につきましては464世帯から470世帯ということで、6世帯がふえます。それで、保険税額が5万円程度減少するということです。軽減世帯の合計といたしまして、42万3,000円程度、保険税が減少すると。その、今議員がおっしゃったように、県が4分の3、町が4分の1を補填いたしますということで、金額として、県が4分の3なので31万7,000円程度、町が4分の1で10万6,000円程度やというふうに思っています。

○議長

ほかに質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより、議案第31号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定しました。

10時40分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時19分)

再 開 (午前10時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

私は議長の辞職願をただいま副議長に提出をいたしました。

お諮りをします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。それでは、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 議長辞職の件を議題とし、副議長と交代いたします。

議長退席、副議長着席

○副議長

それでは、審議を続行いたします。

本件につきましては、下中君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により下中君の退席を求めます。

下中一郎議員退場

○副議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

平成28年5月10日

平群町議会副議長 窪 和子 殿

平群町議会議長 下 中 一 郎

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長

お諮りいたします。

下中一郎君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、下中君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

下中君に入場いただいて、挨拶を受けます。

下中一郎議員入場

○副議長

御挨拶をお願いいたします。

○11番

改選後の1年間、議員各位の温かい御支援で、1年間議長という要職を務めることができました。本当にありがとうございました。

平群町議会としては、我々議員がなお一層努力して、住民の皆さん方に信頼される議会を目指して取り組んでまいりました。ただ、1年というわずかな時間でございましたので、大きな前進はなかったと思いますけれども、着実に一歩ずつ進んでいるように私は自負しております。今後とも、我々自身が切磋琢磨して、いろいろ議論を重ねて、できるだけすばらしい提案をしてまいって、今後の平群町発展のために頑張っていきたいと思っております。

本当に1年間、温かい御支援、本当にありがとうございました。

○副議長

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っております。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をしました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いいたします。

「投票」の声あり

○副議長

投票という御意見が出ておりますので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

議場閉鎖

○副議長

ただいまの出席議員は12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に山本君及び植田君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙配付

○副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

投票箱点検

○副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

局長の点呼により順次投票

○副議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。山本君及び植田君、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票

○副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、山田仁樹君6票、下中一郎君6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であり、山田君と下中君の得票数はいずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合は、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

山田君及び下中君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじを行います。

山本君及び植田君、くじの立ち会いをお願いいたします。

まずくじを行いますので、山田君、下中君、前に出てください。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。山田君、若い議席番号の順番からお願いをいたします。

くじ引き

○副議長

くじを引く順序が決定しましたので、報告をいたします。

まず初めに下中君、次に山田君。以上のおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

1番のくじを引かれた方を当選人といたします。

下中君、山田君、くじを引いてください。

くじ引き

○副議長

くじの結果を報告いたします。

くじの結果、山田君が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○副議長

ただいま議長に当選されました山田君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

この際、各位に報告をいたします。議長は王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会、西和衛生試験センター組合議会、以上の組合議会の議員及び王寺周辺広域市町村圏協議会の委員にもただいま就任であります。

議長就任の御挨拶がございます。

○議長

失礼します。

くしくも、去年に引き続いて抽せんという形になってしまいましたが、本年度は私が議長という大役を仰せつかることになりました。議長にさせていただいた以上、平群町及びこの平群町議会のために、粉骨砕身頑張っていきたいと

思います。また、平群町議会がより活性化し、平群町住民のためにもなっていますように、公正・公平な議会運営を皆様とともに頑張っていきたいと思えます。どうぞ皆様方におかれましては、御指導及び御協力をお願いを申し上げます。議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○副議長

続きまして、議長章の授与を行います。

事務局より議長章授与

○副議長

議長、議長席におつき願います。

新議長着席

○議長

それでは、11時10分まで休憩をしたいと思います。

(ブー)

休 憩 (午前11時00分)

再 開 (午前11時10分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

それでは、審議を続行します。

副議長の窪君から辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第3 副議長辞職の件を議題とします。

本件につきましては、窪君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により窪君の退席を求めます。

窪和子議員退場

○議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

平成28年5月10日

平群町議会議長 山田仁樹 殿

平群町議会副議長 窪 和子

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長

お諮りします。

窪和子君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、窪和子君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

窪君に入場いただいて、挨拶を受けます。

窪和子議員入場

○議長

御挨拶をお願いします。

○ 1 0 番

副議長退任に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

昨年5月の臨時議会におきまして、多くの議員の皆様のお推挙により、副議長に就任をさせていただいてよりこの方、議員各位初め岩崎町長、また理事者の皆様、そして議会事務局のサポートにより、本当につつがなく、大過なく職責を全うすることができました。全ての支えてくださった皆様に感謝と御礼を申し上げます。

今後は、この貴重な経験を生かして、一議員として、平群の町民の皆様のお期待にお応えできますよう、さらに平群町の発展のために、皆様とともに全力で頑張っている決意でございます。これからもどうぞ御指導・御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。1年間、大変ありがとうございました。

○ 議 長

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○ 議 長

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

続きます

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いします。

「投票をお願いします」の声あり

○ 議 長

投票という意見が出ておりますので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○議 長

ただいまの出席議員は12人であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に城内君及び稲月君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙配付

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

投票箱点検

○議 長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。城内君及び稲月君、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票

○議 長

選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、山本隆史君 6 票、井戸太郎君 6 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票であり、山本君と井戸君の得票数はいずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

山本君及び井戸君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは 2 回引きます。1 回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2 回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじを行います。

城内君及び稲月君はくじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。山本君、井戸君、前へ。

まず、山本君からくじを引いてください。

くじ引き

○議 長

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに井戸君、次に山本君。以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

1 番のくじを引かれた方を当選人といたします。

井戸君、山本君、くじを引いてください。

くじ引き

○議 長

くじの結果を報告します。

くじの結果、井戸君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

お戻りください。

議場開鎖

○議 長

ただいま副議長に当選されました井戸君が議場におられます。会議規則第3条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長就任の挨拶がございます。井戸君。

○副議長

ただいま副議長に就任いたしました井戸です。議長をサポートし、平群町のために一生懸命頑張りたいと思います。御指導のほど、よろしく申し上げます。

(拍手)

○議 長

議長宛てに各特別委員会の委員から辞任願が提出されております。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第5 特別委員会の委員の辞任許可についてを議題とします。

お諮りします。

各特別委員会の委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ただいま各特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

続きまして

追加日程第6 特別委員会の委員の選任について及び

日程第5 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任についてを会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法については、どのような方法で選任すればよいか御審議をお願いします。

「選考委員会」の声あり

○議長

選考委員会という声がありましたので、選考委員会で行いたいと思いますが、選考委員会の委員についてはどのようにすればよいでしょうか。

「議長一任」の声あり

○議長

議長一任という声がありますので、議長のほうから選考委員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。それでは、選考委員については、私と副議長の井戸君、

下中君、山口君、以上4名をもって選考委員に選任したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よろしく申し上げます。

それでは、委員会構成もありますので、13時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時30分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開します。

(ブー)

○議長

各委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

休憩中、選考委員会を開催し、協議していただきました各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員の所属が決定いたしましたので、御報告いたします。

名簿を配付いたします。

名簿配付

○議長

それでは、局長から報告いたします。はい、局長。

○局長

それでは、報告させていただきます。

総務建設委員会、委員長に下中一郎議員、副委員長に窪和子議員、委員として城内敏之議員、山口昌亮議員、山田仁樹議員、高幣幸生議員。

文教厚生委員会、委員長に森田勝議員、副委員長に植田いずみ議員、委員として山本隆史議員、井戸太郎議員、稲月敏子議員、馬本隆夫議員。

下水道事業特別委員会、委員長として山本隆史議員、副委員長として下中一

郎議員、委員として井戸太郎議員、山田仁樹議員、窪和子議員、馬本隆夫議員。

駅周辺整備事業特別委員会、委員長として窪和子議員、副委員長として稲月敏子議員、委員として城内敏之議員、井戸太郎議員、山口昌亮議員、山田仁樹議員。

財政検討特別委員会、委員長として馬本隆夫議員、副委員長として高幣幸生議員、委員として森田勝議員、稲月敏子議員、植田いずみ議員、山田仁樹議員。

議会改革特別委員会、委員長として高幣幸生議員、副委員長として城内敏之議員、委員として山本隆史議員、井戸太郎議員、稲月敏子議員、下中一郎議員。

公共交通対策特別委員会、委員長として植田いずみ議員、副委員長として森田勝議員、委員として城内敏之議員、山口昌亮議員、窪和子議員、馬本隆夫議員。

議会運営委員会、委員長として山口昌亮議員、副委員長として山本隆史議員、委員として森田勝議員、植田いずみ議員、高幣幸生議員、下中一郎議員。

最後に、議会だより編集委員会、議会運営委員会と同じメンバーでございますけれども、委員長として山口昌亮議員、副委員長として山本隆史議員、委員として森田勝議員、植田いずみ議員、高幣幸生議員、下中一郎議員。

以上でございます。

○議長

ただいま局長から報告いたしました各委員会の委員の選任については、以上のように指名いたします。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの委員長、副委員長、委員に選任することに決定いたしました。

次に、任期満了に伴います清掃センター運営審議会委員の報告を申し上げます。

清掃センター運営審議会委員4人には、山本隆史君、森田勝君、馬本隆夫君、そして私、議長の山田でございます。

以上、報告を終わります。

以上で本臨時会に付議された件について全部終了いたしましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たり御挨拶をお願いいたします。はい、町長。

○町長

議員各位におかれましては、慎重な審議を賜りまして、条例改正案1件、可決いただきました。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成28年平群町議会第5回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 1時35分)